

新旧対照表

神奈川県漁業調整規則

新			旧		
第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。			第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。		
水産動物	禁止期間	禁止区域	水産動物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日(右欄(2)から(4)までに掲げる区域にあつては、11月1日)から11月30日まで	(1) 海面及び内水面((2)から(4)までに掲げる区域を除く。) (2) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰堤上流端の上流150メートルから次の基点A及び基点Bを結んだ直線までの間の相模川水系相模川の区域 基点A 相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱の位置 基点B 相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱の位置 (3) 厚木市才戸地先才戸頭首工堰堤上流端の上流20メートルから次の基点C及び基点Dを結んだ直線までの間の相模川水系中津川の区域 基点C 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱の	1 あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日から11月30日まで	海面及び内水面

新			旧		
		<p><u>位置</u> <u>基点D 愛甲郡愛川町</u> <u>半原字向原5, 459番</u> <u>2に設置した標柱の</u> <u>位置</u></p> <p>(4) <u>足柄上郡松田町松田惣</u> <u>領地先十文字床止上流端</u> <u>から次の基点E及び基点</u> <u>Fを結んだ直線までの間</u> <u>の酒匂川水系酒匂川の区</u> <u>域</u></p> <p><u>基点E 足柄上郡山北</u> <u>町川西字平山地先神</u> <u>縄堰堤^{えん}右岸に設置し</u> <u>た標柱の位置</u></p> <p><u>基点F 足柄上郡山北</u> <u>町神尾田字田入地先</u> <u>神縄堰堤^{えん}天端左岸下</u> <u>流端の位置</u></p>			
2～22	(略)		2～22	(略)	
2・3	(略)		2・3	(略)	